○大東市子育てスマイルサポート事業の実施及び補助金交付要綱

平成２７年１１月２６日

要綱第８２号

（目的）

第１条　この要綱は、大東市補助金等の交付等に関する条例（平成３１年条例第３号）及び大東市補助金等の交付等に関する条例施行規則（平成３１年規則第６号）に定めるもののほか、大東市子育てスマイルサポート券（以下「サポート券」という。）を交付することにより、親子の孤立を防ぎ、地域の子育て支援サービス等の活性化を図り、子育てを経済的にサポートし、及び緊急時の夜間救急を受けやすくするための大東市子育てスマイルサポート事業（以下「事業」という。）の実施及びそれに対する補助金の交付について、必要な事項を定めることを目的とする。

（実施主体）

第２条　事業の実施主体は、大東市とする。ただし、事業の一部を適切な事業の実施ができると認められる事業者に委託することができる。

（事業内容）

第３条　事業の内容は、次のとおりとする。

(1)　３歳未満の乳幼児を養育する者が子育て支援サービスを利用したとき等に使用することができるサポート券を交付すること。

(2)　サポート券を使用することができる事業所を登録し、当該登録をした事業所を運営する事業者に対して大東市子育てスマイルサポート補助金（以下「補助金」という。）を交付すること。

（サポート券の内容等）

第４条　サポート券の内容等は、次の表のとおりとする。

名称	使用区分	額等
子育てワクワク券	子どもを預かるサービス、養育者を支援するサービス及び親子参加型サービスの利用並びにタクシーの利用	第１子目の場合　４，０００円 第２子目の場合　１２，０００円 第３子目以降の場合　２

		０，０００円
子育てニコニコ券	子どもを預かるサービス、養育者を支援するサービス及び親子参加型サービスの利用、子育てに必要な紙おむつ、粉ミルクその他の育児に要する用品（以下「育児用品」という。）の購入並びにタクシーの利用	第１子目の場合　６，０００円 第２子目の場合　１８，０００円 第３子目以降の場合　３０，０００円
子育てあんしん券	本市内から北河内こども夜間救急センターへのタクシーの利用（片道）	１回分

２　サポート券の有効期限は、当該サポート券の交付に係る乳幼児が満３歳に達する日の前日までとする。

（サポート券の交付の対象者）

第５条　サポート券の交付の対象となる者は、３歳未満の乳幼児を養育し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者とする。

（サポート券の交付の制限）

第６条　サポート券の交付は、３歳未満の乳幼児１人につき、１回を限度とする。

（サポート券の交付の申込み等）

第７条　サポート券の交付を受けようとする者は、大東市子育てスマイルサポート券交付申込書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を審査した上で、サポート券の交付の可否を決定するものとする。

３　市長は、前項の規定によりサポート券を交付することが適当と認めるときは、大東市子育てスマイルサポート券交付決定通知書（様式第２号）によりその旨を通知するとともに、サポート券を交付するものとする。

（サポート券の使用）

第８条　サポート券は、第１５条第２項の規定による登録を受けた事業所（以下「登録事業所」という。）において、第４条第１項の表の中欄に掲げるサービス等の利用等をしたときに使用することができる。ただし、子育てワクワク券及び子育てニコニコ券にあっては、これらに記載された額以上の額の支払を行う場合に限り、使用することができる。

２　サポート券は、サポート券の交付を受けた者及びその者と同居している者に限り、使用することができる。

３　サポート券の交付を受けた者は、サポート券を交換し、譲渡し、又は売却してはならない。

（サポート券の交付の申込内容の変更）

第９条　サポート券の交付を受けた者は、大東市子育てスマイルサポート券の交付の申込内容に変更が生じたときは、速やかに大東市子育てスマイルサポート券交付申込内容変更届（様式第３号）を市長に提出しなければならない。

（サポート券の交付の決定の取消し等）

第１０条　市長は、サポート券の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、サポート券の交付の決定を取り消すものとする。

⑴　偽りその他不正な手段によりサポート券の交付を受け、又はサポート券を使用したと認められるとき。

⑵　サポート券を交換し、譲渡し、又は売却したと認められるとき。

２　市長は、前項の規定によりサポート券の交付の決定を取り消した場合において、既に当該取消しに係るサポート券が使用されているときは、当該取消しに係るサポート券の交付を受けた者に対し、当該使用されたサポート券の額等に相当する額の返還を命ずるものとする。

（サポート券の返還）

第１１条　サポート券の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、サポート券を返還しなければならない。

⑴　第５条に規定する対象者の要件に該当しなくなったとき。

⑵　前条第１項の規定によりサポート券の交付の決定を取り消されたとき。

（サポート券を使用することができる事業所としての登録の要件）

第１２条　サポート券を使用することができる事業所としての登録を受けることができるものは、子どもを預かるサービス、養育者を支援するサービス若しくは親子参加型サービスを提供する事業者、育児用品を販売する事業所又はタクシー事業を行う事業所のうち、市長が別に定める要件を満たすものとする。

（補助金の交付対象）

第１３条　補助金の交付の対象となる者は、登録事業所を運営する事業者（以下「運営事

業者」という。）とする。

（補助金の額）

第１４条　補助金の額は、次の各号に掲げるサポート券の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)　子育てワクワク券及び子育てニコニコ券　サポート券の交付を受けた者又はその者と同居している者が使用した子育てワクワク券又は子育てニコニコ券に記載された額に相当する額

(2)　子育てあんしん券　サポート券の交付を受けた者又はその者と同居している者が子育てあんしん券を使用してタクシーを利用したときの乗車料金又は１２，０００円のいずれか低い方の額

（登録及び補助金の交付の申込み）

第１５条　サポート券を使用することができる事業所としての登録及び補助金の交付を受けようとする者は、登録申込書兼補助金交付申込書（様式第４号）に市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を審査した上で、サポート券を使用することができる事業所としての登録及び補助金の交付をすることが適当と認めるときは、その旨を登録決定通知書兼補助金交付決定通知書（様式第５号）により通知するものとする。

（登録事業所の遵守事項）

第１６条　登録事業所は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)　サービス券の使用状況について市長から資料の提出を求められたときは、速やかに提出すること。

(2)　サポート券の交付を受けた者及びその者と同居している者以外の者がサポート券を使用しようとしているとき並びに偽造されたサポート券を使用しようとしているときは、サポート券の使用を拒否するとともに、速やかに市長に報告すること。

(3)　偽りその他不正な手段によって、サポート券の使用を要求しないこと。

(4)　事業の検証のために実施する調査に協力すること。

（補助金の交付の請求）

第１７条　運営事業者は、登録事業所においてサポート券の使用があったときは、当該使用があった月の翌月の１日から１０日まで（市長が特別の理由があると認めるときは当

該使用があった月の翌々月の１日から１０日まで）に、交付請求書（様式第６号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

(1)　使用されたサポート券

(2)　サポート券の使用状況がわかる明細書

(3)　前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２　市長は、前項の規定による請求があったときは、その内容を審査した上で補助金の額を確定し、その旨を確定通知書（様式第７号）により通知するとともに、速やかに補助金を交付するものとする。

（登録内容の変更の届出）

第１８条　運営事業者は、サポート券を使用することができる事業所の登録の内容を変更しようとするときは、事前に登録内容変更届（様式第８号）を市長に提出しなければならない。

（登録の抹消の届出）

第１９条　運営事業者は、サポート券を使用することができる事業所の登録を抹消しようとするときは、登録抹消届（様式第９号）を市長に提出しなければならない。

（登録の取消し）

第２０条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、サポート券を使用することができる事業所としての登録を取り消すものとする。

(1)　第１２条に規定する要件を満たさなくなったとき。

(2)　第１６条に規定する遵守事項に違反したとき。

(3)　偽りその他不正な手段によりサポート券を使用することができる事業所としての登録を受けたと認められるとき。

(4)　前３号に掲げるもののほか、公序良俗に反する行為があったと認められるとき。

２　市長は、前項の規定によりサポート券を使用することができる事業所としての登録を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

（補則）

第２１条　この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、平成２７年１２月１日から施行する。

（サポート券の有効期限の延長）

2　第７条第３項の規定により交付されたサポート券（子育てワクワク券に限る。）の有効期限が令和３年４月２５日から市長が新型コロナウイルス感染症による影響を勘案して別に定める日までの間に到来するものについては、当該有効期限を同年１２月３１日まで延長する。

附　則（平成３１年要綱第２３号）

（施行期日）

1　この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の大東市統計調査連絡協議会補助金交付要綱等の規定は、この要綱の施行の日以後に申込みのあった補助金等の交付等について適用し、同日前に申込みのあった補助金等の交付等については、なお従前の例による。

3　改正前の大東市統計調査連絡協議会補助金交付要綱等の規定に基づき作成した用紙は、改正後の大東市統計調査連絡協議会補助金交付要綱等の規定に基づき作成したものとみなし、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附　則（令和元年要綱第２４号）

（施行日）

1　この要綱は公布の日から施行し、令和元年８月１日から適用する。

（経過措置）

2　改正後の大東市子育てスマイルサポート事業の実施及び補助金交付要綱第４条第１項の規定は、令和元年８月１日以後に出生した２歳未満の乳幼児を養育する者に交付するサポート券の額等について適用し、同日前に出生した２歳未満の乳幼児を養育する者に交付するサポート券の額等については、なお従前の例による。

附　則（令和２年要綱第４２号）

この要綱は、公布の日から施行し、令和２年４月１日から適用する。

附　則（令和３年要綱第６５号）

この要綱は、公布の日から施行し、令和３年４月２５日から適用する。

附　則（令和３年要綱第１０４号）

（施行期日）

1　この要綱は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この要綱の施行の際現に存するこの要綱による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

3　この要綱の施行の際現に存する旧様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附　則（令和４年要綱第５３号）

（施行期日）

1　この要綱は、令和５年１月１日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の大東市子育てスマイルサポート事業の実施及び補助金交付要綱の規定は、令和３年１月２日以降に生まれた乳幼児について適用し、同日前に生まれた乳幼児については、なお従前の例による。

（サポート券の有効期限の延長）

3　この要綱の施行の際現に交付されている前項に規定する乳幼児に係る大東市子育てスマイルサポート券であって、その有効期限が令和５年１月１日から令和６年１２月３０日までの間に到来するものについては、当該有効期限を当該サポート券に係る乳幼児が満３歳に達する日の前日まで延長する。

附　則（令和５年要綱第５９号）

（施行期日）

1　この要綱は、令和５年９月１日から施行する。

（適用区分）

2　改正後の大東市子育てスマイルサポート事業の実施及び補助金交付要綱第１４条第２号及び様式第６号の規定は、この要綱の施行の日以後の同要綱第１７条第１項の規定による請求に係る補助金について適用する。

附　則（令和７年要綱第６２号）

（施行期日）

1　この要綱は、令和７年７月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱による改正後の第４条第１項の表子育てワクワク券の項及び子育ニコニコ券の項の額等の欄の規定は、この要綱の施行の日以後に申込みのあった大東市子育てスマイルサポート券の交付について適用し、同日前に申込みのあった大東市子育てスマイルサポート券の交付については、なお従前の例による。

附　則（令和８年要綱第５０号）

（施行期日）

１　この要綱は、令和８年６月１日から施行する。

（適用区分）

２　改正後の大東市子育てスマイルサポート事業の実施及び補助金交付要綱第１４条第２号及び様式第６号の規定は、この要綱の施行の日以後の同要綱第１７条第１項の規定による請求に係る補助金について適用する。

様式第１号（第７条関係）

大東市子育てスマイルサポート券交付申込書

年　　月　　日

（宛先）大東市長

申込者	住　所	〒574- 大東市
	氏　名	
	電話番号 （ 自宅 ・ 携帯 ）	－　　－

大東市子育てスマイルサポート券の交付について、大東市子育てスマイルサポート事業の実施及び補助金交付要綱第７条の規定により、下記のとおり申し込みます。

また、大東市から委託を受けた事業者が、申込みに関する個人情報及び登録事業所又は登録事業所を運営する事業者が保有する利用状況等の個人情報を取り扱うことについて同意します。

記

対象乳幼児	名前（フリガナ）（名字は記入不要）	生年月日	備考
		年　　月　　日	第　子
		年　　月　　日	第　子
		年　　月　　日	第　子

対象乳幼児のごきょうだい	名前（名字は記入不要）	

様式第２号（第７条関係）

大東市子育てスマイルサポート券交付決定通知書

第　　号

年　　月　　日

様

大東市長

年　　月　　日付けで申込みのあった大東市子育てスマイルサポート券の交付については、大東市子育てスマイルサポート事業の実施及び補助金交付要綱第７条の規定により、下記のとおり交付することを決定しましたので通知します。

記

１　申込者氏名

２　対象乳幼児氏名

３　子育てスマイルサポート券利用期限　　対象乳幼児の３歳の誕生日の前日まで

様式第３号（第９条関係）

大東市子育てスマイルサポート券交付申込内容変更届

年　　月　　日

（宛先）大東市長

年　　月　　日付け大東　　第　　号で交付の決定を受けた大東市子育てスマイルサポート券の交付の申込内容に変更がありましたので、大東市子育てスマイルサポート事業の実施及び補助金交付要綱第９条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

届出者	フリガナ		生年月日	年　　月　　日
	氏　名			
対象乳幼児	フリガナ		生年月日	年　　月　　日
	氏　名			

【変更内容】

（　）対象乳幼児の氏名　　（　）申込者の氏名　　（　）申込者の住所

（　）電話番号　　（　）その他

下段に変更内容を具体的に記入して下さい。

変更前	変更後

様式第４号（第１５条関係）

登録申込書兼補助金交付申込書

年　　月　　日

（宛先）大東市長

（申込者）所在地
名　称
代表者

大東市子育てスマイルサポート券を使用することができる事業所としての登録及び大東市子育てスマイルサポート補助金の交付を受けたいので、大東市子育てスマイルサポート事業の実施及び補助金交付要綱第１５条の規定により、下記のとおり申し込みます。

記

フリガナ			
事業所の名称			
事業所の所在地			
申込区分	□法人	□任意団体	□個人
提供するサービス	□１　子どもを預かるサービス	□２　養育者を支援するサービス	□３　親子参加型サービス
	□一時保育　□病後児保育 □自宅での託児サービス □休日保育 □その他 （　　）	□産後支援　□家事支援 □親子子育て講座 □その他 （　　）	□学習　□音楽　□体操 □プール □その他 （　　）
	□４　育児用品の販売	□５　タクシーの利用	
問合せ先	電話番号		

担当者情報 (問合せ先)	フリガナ			
	氏　　名			
	電話番号		FAX	
	□E-mail での連絡を希望しない（※希望しない場合は記入不要です）			
	メールアドレス			
文書等送付先	住　　所	案内等の送付先を記入して下さい。 □申込者の所在地と同じ　　□事業所の所在地と同じ		
	宛　　名			

様式第５号（第１５条関係）

登録決定通知書兼補助金交付決定通知書

第　　号

年　　月　　日

様

大東市長

年　　月　　日付けで申込みのあった大東市子育てスマイルサポート券を使用することができる事業所としての登録及び大東市子育てスマイルサポート補助金の交付については、大東市子育てスマイルサポート事業の実施及び補助金交付要綱第１５条の規定により、下記のとおり大東市子育てスマイルサポート券を使用することができる事業所として登録し、大東市子育てスマイルサポート補助金を交付することに決定したので通知します。

記

１　事業所コード

２　事業所の名称

３　事業所の所在地

４　提供するサービスの内容

５　大東市子育てスマイルサポート券取扱開始月　　年　　月

６　補助金交付決定額

種類	補助額（サポート券１枚当たり）

様式第６号（第１７条関係）

交付請求書

年　　月　　日

（宛先）大東市長

（請求者）所在地

名　称

代表者

事業所コード

　　年　　月分の大東市子育てスマイルサポート券の利用分として、大東市子育てスマイルサポート事業実施要綱第１７条の規定により、下記のとおり請求します。

記

１　補助金交付請求額

種類	単位	数量	単価	金額	備考
子育てワクワク券	枚		５００円	円	
子育てニコニコ券	枚		５００円	円	
子育てあんしん券	枚			円	
合　　計	枚			円	

※ 子育てあんしん券の上限額は１枚１２，０００円です。

※ 子育てあんしん券が２枚以上ある場合は、金額欄に合計金額を記入してください。

２　振込先

銀　行　名	銀行　　支店	
口座番号	普通　・　当座	No.
口　座　名	ふりがな	
	名　義　人	

３　添付書類

(1) 使用されたサポート券

(2) サポート券の使用状況がわかる明細書

(3) その他市長が必要と認める書類

様式第７号（第１７条関係）

確定通知書

第　　号

年　　月　　日

様

大東市長

年　　月　　日付けで請求のあった　　年　　月分の大東市子育てスマイルサポート補助金の額については、大東市子育てスマイルサポート事業実施要綱第１７条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

記

補助金交付確定額（　　年　　月分）　　金　　円

様式第８号（第１８条関係）

登録内容変更届

年　　月　　日

（宛先）大東市長

（届出者）所在地

名　称

代表者

事業者コード

大東市子育てスマイルサポート券を使用することができる事業所としての登録の内容を変更したいので、大東市子育てスマイルサポート事業実施要綱第１８条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

１　変更の内容

変更前	変更後

２　変更予定年月日　　年　　月　　日

様式第９号（第１９条関係）

登録抹消届

年　　月　　日

（宛先）大東市長

（届出者）所在地

名　称

代表者

事業者コード

大東市子育てスマイルサポート券を使用することができる事業所としての登録を抹消したいので、大東市子育てスマイルサポート事業実施要綱第１９条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

１　事業所コード

２　事業所の名称

３　事業所の所在地

４　抹消希望年月日　　年　　月　　日

５　抹消の理由

様式第１号（第７条関係）

様式第２号（第７条関係）

様式第３号（第９条関係）

様式第４号（第１５条関係）

様式第５号（第１５条関係）

様式第６号（第１７条関係）

様式第７号（第１７条関係）

様式第８号（第１８条関係）

様式第９号（第１９条関係）